

国立大学法人東京農工大学研究戦略センター運営規則を次のとおり制定する。

国立大学法人東京農工大学研究戦略センター運営規則

平成23年11月7日

23 研戦 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学研究戦略センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人東京農工大学の研究理念を実現するため、学内の関連する組織の協力のもと、全学的な重点研究開発プロジェクトの推進及び若手教員の研究開発プロジェクトの支援等により、全学的な視点から研究開発を戦略的に進めることについて主導的な役割を果たすことを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 本学の研究開発に関する戦略の企画、立案及び調整
- 二 研究開発に関する外部資金の導入の促進及び支援
- 三 全学的な重点研究開発プロジェクトの推進
- 四 若手教員の研究開発プロジェクトの支援
- 五 前2号にかかる知的財産の保護及び活用
- 六 研究開発プロジェクトのための施設及び設備の運営
- 七 センター職員の能力開発プログラムの作成及び実施
- 八 その他目的を達成するために必要な事業

(リサーチ・アドミニストレーター)

第4条 センターに、統括リサーチ・アドミニストレーター、主任リサーチ・アドミニストレーター、リサーチ・アドミニストレーターを置く。

- 2 統括リサーチ・アドミニストレーターは、研究開発戦略の立案や研究開発プロジェクトのマネジメント等に関して卓越した能力と実績を有し、センター又はチームの業務の統括及びセンターの重要業務に携わる。
- 3 主任リサーチ・アドミニストレーターは、研究開発プロジェクトのマネジメント等に関して一定の能力と実績を有し、研究開発プロジェクトのマネジメント業務や高度の専門性を必要とする業務等に主たる担当として携わる。
- 4 リサーチ・アドミニストレーターは、研究開発プロジェクトのマネジメント業務等に携わる。

(センター長)

第5条 研究戦略センター長（以下「センター長」という。）は、センターの業務を掌理する。

2 センター長の任期は5年の範囲内で学長が定め、再任を妨げない。

（センター長の選考）

第6条 センター長の選考は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が行う。

2 その他センター長の選考方法について必要な事項は、別に定める。

（副センター長）

第7条 センターに副センター長を2人まで置くことができる。

2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長に事故があるときには、あらかじめセンター長が定めた副センター長が、その職務を代行する。

3 副センター長は第4条第2項及び第3項に定める職員の中から、センター長が指名する。

4 副センター長の任期は5年の範囲内でセンター長が定め、再任を妨げない。

（チーム）

第8条 センターに、重点研究戦略チーム、次世代研究戦略チーム及びマネジメントチームを置く。

2 前項の各チームにチーム長を置き、センター長が、第4条第2項及び第3項に定める職員の中から指名する。

（専任教員）

第9条 センターに、専任教員を置くことができる。

（協力教員）

第10条 センターの業務に参画し、所属部局との連絡調整を行うため、センターに協力教員を置く。

2 協力教員は、農学研究院、工学研究院において選出された教員各1人とする。

（事業計画）

第11条 センター長は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を作成し、学術・研究担当副学長の承認を得なければならない。

（アドバイザーボード）

第12条 センターに、学内外の関係者、有識者からなるアドバイザーボードを置く。

2 アドバイザーボードに議長を置き、学術・研究担当副学長をもって充てる。

3 アドバイザーボードは、センターの事業に関する評価及び助言を行う。

4 その他アドバイザーボードについて必要な事項については、別に定める。

（運営委員会）

第13条 センターの運営に関する重要事項について審議するため、運営委員会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの中期計画及び年度計画の策定と実施に関する事項
- 二 センターの規則、規程等の制定及び改廃に関する事項
- 三 教育研究評議会から委任された事項
- 四 その他センターの運営に関する重要事項

第14条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長

三 協力教員

四 研究支援・産学連携チームリーダー

五 その他センター長が必要と認める者

第15条 運営委員会に、議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、運営委員会を招集する。

3 議長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

4 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。

5 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 議長は、必要があるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第16条 センターの事務は、関係部局の協力を得て研究支援・産学連携チームにおいて処理する。

(規則の見直し)

第17条 この規則は、センターと産官学連携・知的財産センターの統合を含め、平成25年3月までに見直しを行うものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年11月7日から施行する。

2 センター発足のために必要な業務は、関係部局の協力を得て産官学連携・知的財産センター及び研究支援・産学連携チームにおいて処理する。

3 センター発足に伴い、従来、産官学連携・知的財産センターが実施してきた業務のうち、センターが行う業務については、移管されたものとする。

4 センターが設置された日から、第6条の規定に基づきセンター長が選考されるまでの間、学術・研究担当副学長がセンター長を兼ねるものとする。